平成２２年（フ）第４８５号
横浜市緑区三保町2570番地２　市営三保みどり台住宅２―404号
債務者　笹岡　寛美
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月７日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８６号
横浜市都筑区茅ケ崎中央41番８―403号
債務者　山崎ゆかり
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月７日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８８５号
岡山市南区東畦842番地９
債務者　石田　伸夫
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１０号
岡山県玉野市八浜町大崎2140番地18
債務者　岡崎　裕介
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４６４号
広島県尾道市高須町2047―１　レオパレスミズノウエ201号、住民票上の住所広島県福山市新市町大字相方778番地４
債務者　Ｒｏｍａｎ塾こと　平田　篤司
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後４時　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３８６号
長崎県佐世保市三浦町２番１号　アルファビル1006
債務者　河上　礼子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
長崎県佐世保市城間町64番地
債務者　松永　秀人
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
長崎県佐世保市原分町89番地６　あたごハイツ103、旧住所長崎県南松浦郡新上五島町荒川郷無番地
債務者　原塚　　剛
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
長崎県佐世保市広田３丁目23番５号　ウィンディー広田Ⅰ―207号
債務者　岡　　幸紀
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
長崎県佐世保市若竹台町282番地　若竹台団地Ｆ棟304号
債務者　瀬戸　　章
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
熊本県水俣市袋2662番地２西ノ浦団地３番402号
債務者　吉野　弘和
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前11時　熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第２２号
熊本県水俣市袋2662番地２西ノ浦団地３番402号
債務者　吉野　　唯
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前11時　熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第２１号
栃木県下都賀郡大平町大字西山田1627番地
債務者　関口ミヨ子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時30分　宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第２２号
栃木県下都賀郡大平町大字西山田1627番地
債務者　酒井　純子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時30分　宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第３１３号
横浜市緑区北八朔町2194番地　市営北八朔住宅２棟104号
債務者　石井　かよ
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６６号
神奈川県座間市入谷１丁目380番地　サンライズマンション505号
債務者　三留　好子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分　横浜地方裁判所相模原支部